

山農第4107号
令和7年3月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田剛二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)
地域名 (地域内農業集落名)	厚狭西部地区(西下津・広瀬) (西下津一・西下津二・広瀬一・広瀬二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手や自作農家で地域の60%の農地は耕作されているが、残りが不作付地となっている。
高齢化や後継者がいない農地がほとんどであるため、地域内外から担い手の確保・育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は現状を維持し、今後は担い手を中心に集積・集約を検討し、それでも耕作が難しい場合は、地域外から担い手の確保・育成をしていく。
また、住宅に接している農地については粗放的な管理も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポン)や草刈リアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシをはじめ、鳥類や小動物による農作物被害があるため、必要な措置を講じる。

③スマート農業機械の導入を検討し、作業の効率化を図る。

⑦住宅に接している農地は、保全・管理を検討する。